

令和4年9月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年9月26日（月）

議 事 録

会 議 名 令和4年9月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年9月26日（月）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時20分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 13 名

欠席委員（農業委員） 青木 久眞

（農地利用最適化推進委員） 細田 光一

議事録署名 白幡 武悟 齋藤 誠一

事務局職員 大野局長、岡野補佐、工藤主任、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻前ではありませんが、只今から令和4年9月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、青木委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、農業委員は9名の出席でございます。

推進委員は細田委員より欠席のご連絡をいただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和4年9月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては白幡武悟 齋藤誠一委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号13番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号13番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇が使用貸借により〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏の土地を借上げ、田んぼに盛土をして田畑転換を行う農地改良の一時転用の案件でございます。

「第1号議案番号13番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書でございます。

続いて3ページ目は、案内図です。〇〇〇〇の〇〇側に位置する田んぼで、丸で示した箇所でございます。

なお、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇については中間管理に入っている土地でございますが、埼玉県農林公社との調整をしており、農林公社から今回の農地改良につきましては、同意の回答を得ているものです。

資料4ページは理由書になります。事業計画者の〇〇〇〇は〇〇や〇〇〇の田んぼの埋め立ての実績のある業者で、本申請地については低地で水はけが悪いため、盛土をして耕作しやすい畑にしたいと地権者から依頼があったとのことです。

資料5ページから7ページは土地の全部事項証明書。

資料8ページは公図の写し。

資料9ページから15ページは工事計画書、作付計画書です。

資料16ページから19ページは平面図と縦横断面図です。

申請地は田んぼであることから水が溜まりやすい形状です。計画では、申請地を1m掘削してそこに搬入土を130センチ入れ、表土を上に戻す天地返しを行います。耕作度は改良後も変わらない予定です。また、道路のレベルから30センチ高くなるもので、県の農地改良の規定に合致しております。

資料20ページから27ページは工事工程表、搬入経路図、使用重機と現地の写真、過去3年の実績表、現地写真になります。

資料28ページから30ページは資金計画書と残高証明書。

資料31ページから33ページは履歴事項全部証明書。

資料34ページから37ページは見沼代用水土地改良区からの農地改良にかかる意見書。

資料38ページは埼玉県農林公社からの回答書。

資料39ページから40ページは〇〇氏及び〇〇氏の運転免許証の写し。

資料41ページから42ページは農地改良を行うにあたっての誓約書。

資料43ページは隣地同意書。

資料44ページは農地利用計画に適合していることの証明書。

資料45ページから46ページは住民票。

資料47ページは委任状でございます。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について順次ご説明させていただきます。はじめに、立地基準についてですが、本申請地は農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について

検討していただくものです。

また、一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合の許可の基準として、「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実」か否かを審査することとなっています。

その点を踏まえまして、法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用は止むを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見を添えて知事あて送付してよろしいかご審議ねがいます。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

議長

担当地区委員の小林久夫委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

小林久夫委員

先日、現地を確認してきました。地主の方にも話を聞いたが、やはり水はけが悪い場所であった。盛り土による、隣地への影響が懸念されますが、適正に管理をしてもらえれば、特に問題はないと考えます。

議長

本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

自分も、現地を確認してきました。同じく、盛り土による隣地への影響が心配ではあります。業者自体は実績があるため、この件に関しては問題ないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

加藤泰三委員

盛り土に関して規定はあるが、それでも崩れたりする可能性はある。後継者の関係についても併せて考慮しないと、後々トラブルになる恐れがあると考えます。

事務局

埋め立て後の管理については、申請書に記載のとおりありますので、アグリ推進課から地主及び事業者にも、適切な管理をするよう伝えます。

議長

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、13番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号14番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

番号14番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和4年2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議をいただいた案件になります。令和4年8月24日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は、〇〇〇〇が、従業員用として駐車場を拡張する事業計画となります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案 番号14番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページは申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇の〇に位置する、申請地と丸で示した土地になります。

資料3ページは理由書となります。事業計画者は、町内で産業廃棄物運搬業を営んでおりますが、従業員用駐車場を返却したことにより、ごみ収集用のパッカー車と同じ駐車場に駐車せざるを得ない状況となっており、安全に操業するために必要な駐車スペースを確保するため、本申請地に駐車場の拡張を計画したといった内容になります。

資料4ページ5ページは土地の全部事項証明書の写しです。

資料6ページは公図の写しです。

資料7ページ、8ページは駐車場設置に係る資料です。

資料9ページ、10ページは土地利用計画図、11ページは現況写真になります。

資料12ページから14ページは現在使用している駐車場の配置図、写真になります。

資料15ページから17ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書になります。

資料18、19ページは法人の履歴事項全部証明書です。

資料20、21ページは印鑑証明書、22ページは隣地同意書、23ページは除外証明書になります。

資料24ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地のおおむね500m以内に鉄道の駅や市役所等が存在すること」とあり、申請の土地は、伊奈町役場から約450mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明いたしました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。第2種農地の転

用は、立地基準におきましては、立地条件の合致と代替性が認められない場合は、許可をすることができるとされております。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

農振除外の審議をした際に、〇〇と話をする機会がありました。現状のままでは効率が悪いですし、安全な操業を行うためにも、円滑な作業という面から、やむを得ないと考えます。

周辺の状況からしても、他の農地は考えることはできないので、今回の申請は妥当と考えます。

本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫進委員

先日現地を見てきました。除外の時から今に至るまできれいに管理されており、特に問題はないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、14番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(10:37 休憩)

(〇〇〇〇が退席する)

(〇〇〇〇が議事進行)

(10:37 再開)

休憩を解いて、会議を再開します。

第1号議案内の15番につきましては、〇〇〇〇が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。

議事には加わらないこととなります。

次に、番号15番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

番号15番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、〇〇〇が、賃貸借により申請地を借り上げ、工事に伴い必要となる作業敷地及び資材置場として使用し、完了後は農地に復元するという計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案 番号15番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ2ページは申請書になります。

資料3ページ4ページは申請地の案内図になります。4ページが見やすいため、そちらをご覧ください。〇〇〇と〇〇〇の境、〇〇〇〇の〇に位置する、丸で示した土地になります。

資料5ページは理由書となります。事業計画者は、町発注の公共事業である〇〇〇〇に伴い、作業敷地や資材置場が必要となったため、工事施工箇所から最短で公道に至ることができる本申請地を事業計画地として選定したものです。なお、工事施工後には現状復旧し、農地に戻す一時転用となります。

資料6ページから8ページは土地の全部事項証明書の写しです。

資料9ページ10ページは公図の写しです。

資料11ページから22ページは、資材置場設置に係る資料、土地利用計画図、事業計画書、復元計画書、復旧後の作付け計画書、町との工事に係る契約書、建設業の許可書、現況写真になります。

資料23ページから26ページは資金計画書、見積書、残高証明書になります。

資料27ページから29ページは法人の履歴事項全部証明書です。

資料30ページから32ページは住民票になります。

資料33ページから36ページは見沼代用土地改良区からの意見書になります。

資料37ページは隣地同意書、38ページは適合証明書になります。

資料39ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実とされる場合、農地法施行令第11条が適用され、許可することができるとされております。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を見てきました。以前の〇〇〇〇の工事の際も、田圃を駐車場に転用しているのを見ましたが、今回も特に問題ないと考えます。

また、用水の付近にある〇〇〇〇の建て替えについて、もしわかれば伺いたい。

事務局

町の計画としては、来年度以降予算が確保できれば工事を行うとは聞いている。予算次第なので何とも言えないが、近いうちに工事を行う、とのこと。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

工事が始まり、資材が入ると、来年度以降の柵付けに影響が出ないのか、と考えましたが、現地を確認すると、すでに田起こしもされており、耕作者としても、工事を迎え入れる準備ができてるように感じた。また、本工事が円滑に進むための一時的な転用ですので、問題ないと思われまます。

議長

本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

先日、現場を見てきました。場所的にも、問題ないと思われまます。

議長

本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

事務局から説明があった日に、現地を確認してきました。〇〇の方とその際に会って話をしました。工期には間に合うとのことでしたので、問題ないと思われまます。

中村推進委員

今回の申請に、立坑の部分（用地買収した部分）は、入っているのか。

事務局

今、工事は仮契約になっているが、現状、分筆登記ができていないので、その手続きを先行して進めるということで、その分を含めて申請をしております。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお

願います。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、15番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇〇〇復席)

休憩を解いて、会議を再開します。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。大野局長よろしくお願います。

大野事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農地パトロールについて
- ・農産物共進会について
- ・営農継続支援助成金について
- ・利用権設定について
- ・農地法六法案内

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

10月24日、月曜日、伊奈町役場、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。これもちまして、閉会とします。

(11:20閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年9月26日

会 長

署名委員

署名委員
